

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期  
～特別警戒期間～

感染対策期

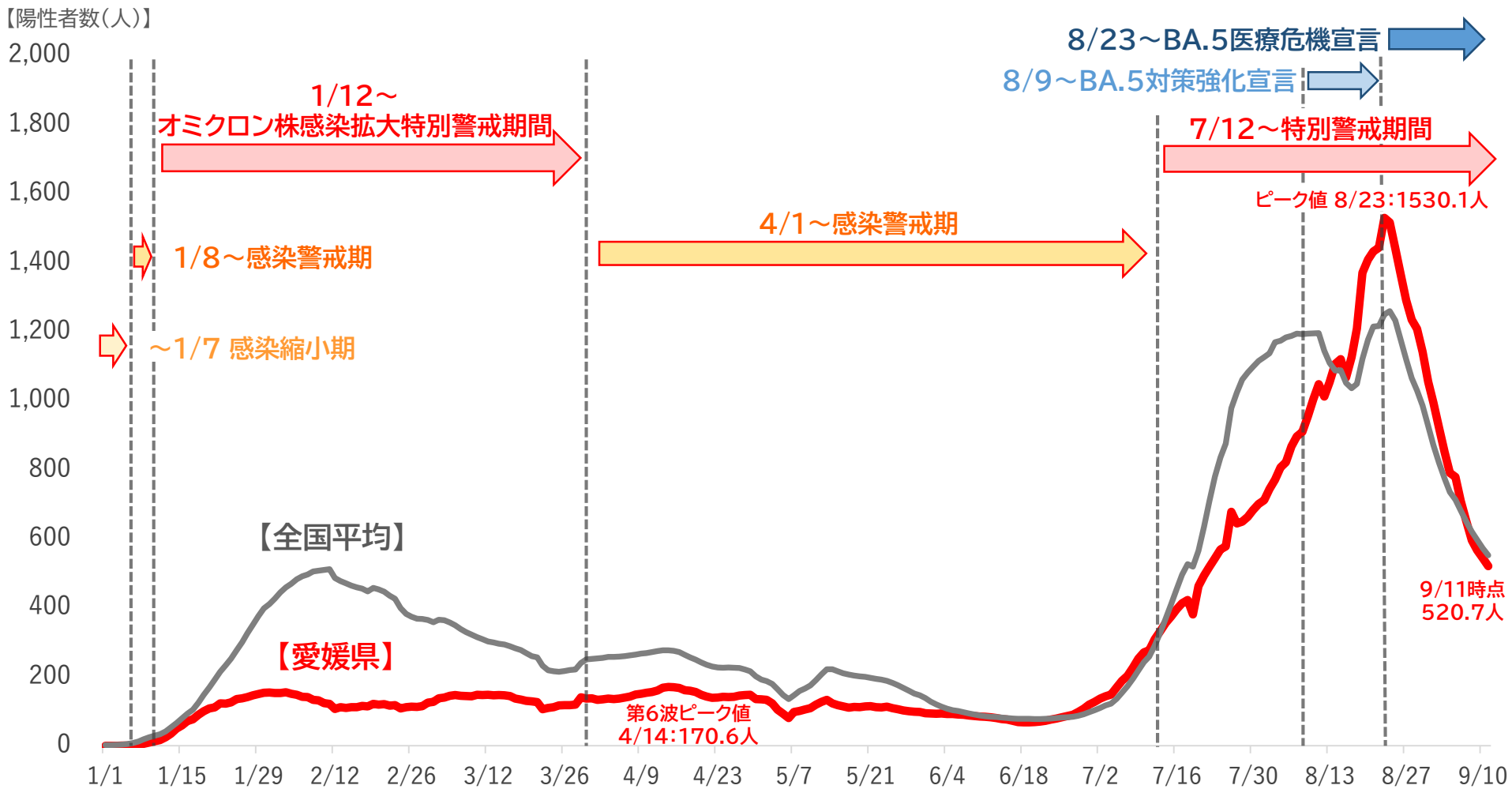
# 特別警戒期間

令和4年9月17日(土)～

- ◇ピーク時に比べ陽性者数は3分の1程度に減少。病床使用率も低下し医療ひっ迫も改善傾向。「医療危機宣言」は期限をもって終了
- ◇ただし、依然、第6波のピーク時よりはるかに高い水準の感染状況にあり、保健・医療体制への負荷は継続
- ◇感染再拡大への警戒が必要であり、保健・医療ひっ迫回避への取り組みや感染回避のための対策は引き続き実施

# 第6波以降の陽性者数（人口10万人あたり・1週間累計）の推移

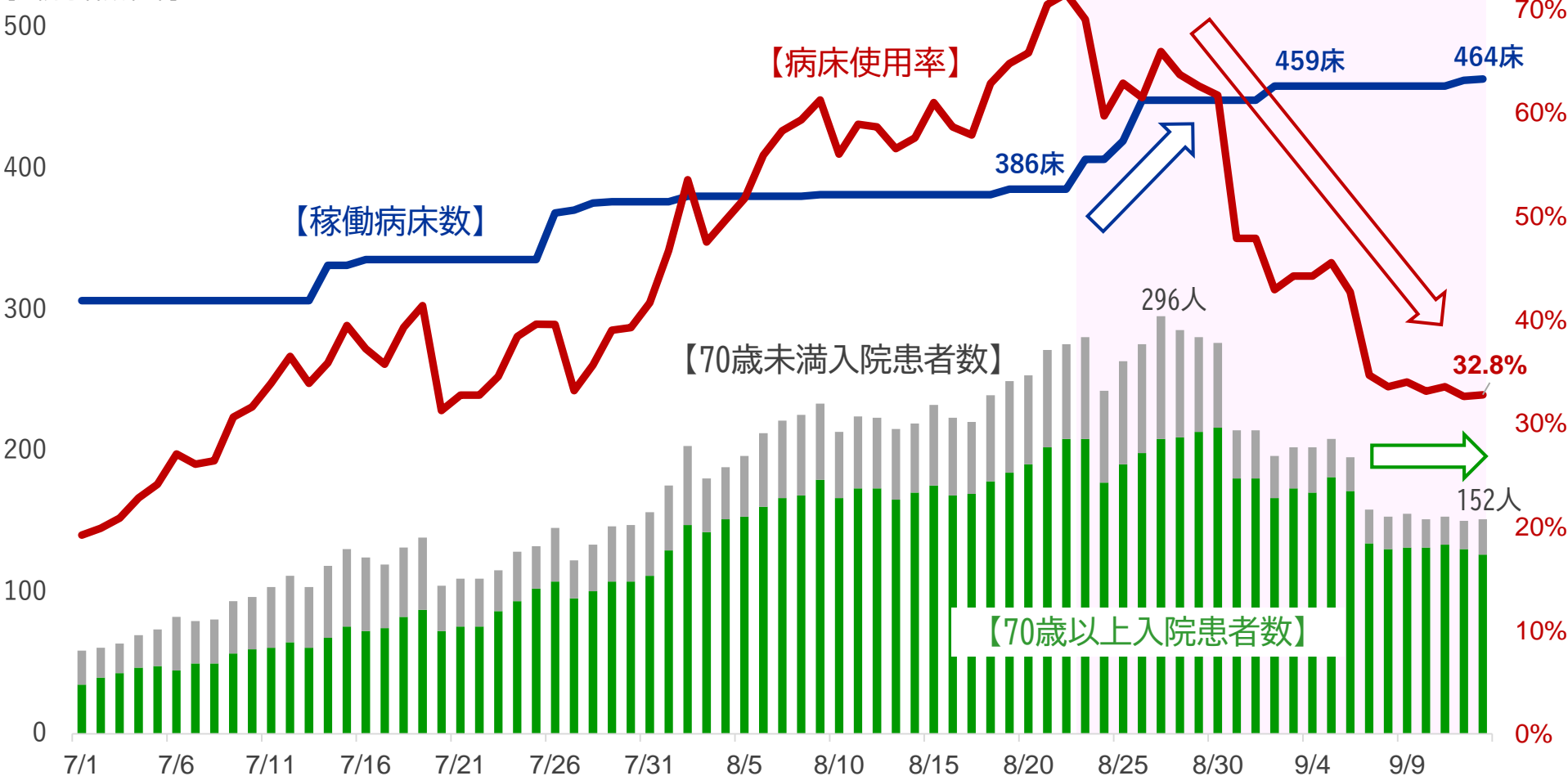
- 第7波の県内ピーク時の陽性者は10万人あたり1,500人を超え、全国平均を大きく上回る。
- 「医療危機宣言」発出後は減少傾向となり、現在はピーク時の3分の1程度まで低下したものの、未だ第6波の県内ピーク時の3倍を超える高い水準。



# 病床使用率・確保病床数・入院患者数の推移

- 入院患者数はピーク時の半数程度まで減少し、病床使用率も、8月末以降、50%を下回る状況が続き、現在は30%程度まで改善。
- ただし、現在の稼働病床数は一般診療の制約を伴う。また、最近は入院患者の9割近くが70歳以上の高齢者という状況が続き、介助等で現場の負担は重く、医療負担は継続。

【入院患者数(人)】



## ◇感染回避のための対策

### ① イベント・秋祭り対策 （特措法第24条第9項）

#### ○ イベント

- ・ 全国から集客があるような大規模なイベントは、参加者のワクチン接種（3回目又は4回目）、又は陰性確認など感染対策の徹底を前提
- ・ イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施

# 県民の皆さんへの要請（対策の主な変更点）②

## ○地域の秋祭り（特措法第24条第9項）

- 主催者は、次の取り組みを参加者（かき夫等）に要請
  - ・ ワクチン接種又は陰性確認
  - ・ 場面に応じたマスク着用に加え、羽目を外さないなど、基本的な感染対策を徹底
  - ・ 祭りの前後（準備や打ち上げなど）の行動にも注意
- 観客は、場面に応じたマスク着用に加え、大声を出さず、羽目を外さないなど、主催者が求める注意事項を遵守
- 市町は、
  - ・ 主催者の感染対策を確認し、広報等で地域住民に周知し、遵守するよう呼び掛け
  - ・ 祭り後には、感染対策に係る評価と検証を実施

※ただし、地域住民を中心に行う小規模な秋祭りは除く（感染対策に気を付けて実施）

# 県民の皆さんへの要請（対策の主な変更点）③

## ② 会食ルール（特措法第24条第9項）

- 大人数・長時間を避けて、認証店を推奨
- 陽性となった方は、発症日から10日間（無症状の場合は検査日から7日間）を経過するまでは会食に参加しない

## ③ 公共施設（スポーツ・文化活動施設）の貸出条件・管理

- 県管理施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可
- 準備が整い次第、17日以降の利用に係る新規予約の受付再開

## ④ 新みきゃん割

- 14日以降、準備が整い次第、17日以降の旅行に係る新規予約の受付再開